

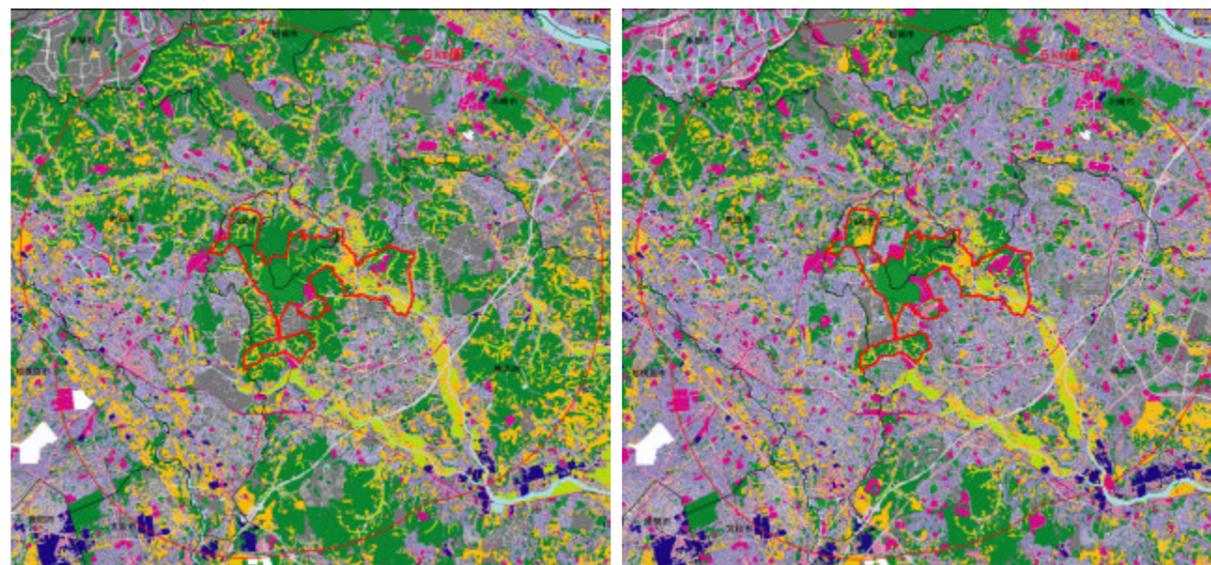
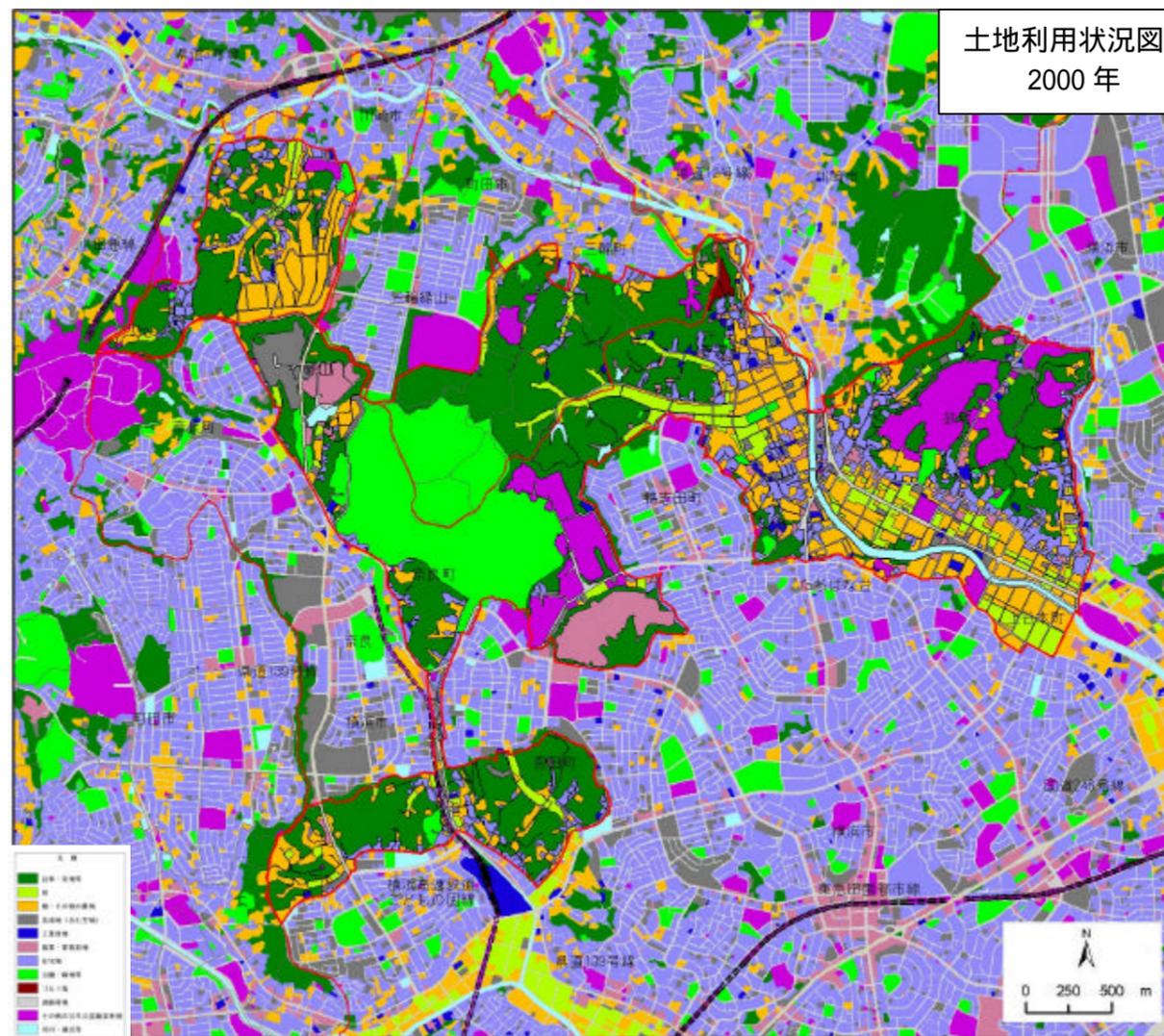
背景・目的

多摩丘陵は東京都八王子市から横浜市円海山北麓まで連なる、南北約 30km、東西約 10km の巨大な丘陵地であるが、近年の急速な大規模開発等により緑地の改変が進み、現在ではまとまった緑地の連たんは極めて限られている。その中であって、奈良・三輪・岡上地域は、解析の進んだ谷戸、変化に富んだ地形を特徴とした多摩丘陵中央部に残された貴重な大規模緑地であり、多摩丘陵の緑地群の重要な拠点として、また、首都圏南西部の緑地群をネットワークする重要な位置にある緑地である。

一方、当該地域は周辺を市街地に囲まれ、地域内においても断片的、蚕食的に緑地の減少が見られる等、早急な緑地保全への対応が求められている。そのため、首都圏内におけるこうした貴重な自然環境を近郊緑地保全区域に指定することにより、地域を一体的にとらえ、広域的観点から緑地の保全を図っていくことを目的とする。

地域の概要

位置	東京都（町田市）、神奈川県（横浜市、川崎市）
面積	総面積 784ha 東京都町田市 118ha、川崎市麻生区 88ha、横浜市青葉区 578ha
調査範囲 - 右図参照 -	この地域の自然環境の特徴である解析の進んだ谷戸や変化に富んだ地形、それを活かした特色ある施設（こどもの国、寺家ふるさと村）を中心としたまとまりのある緑地地域（南北方向約 4 km、東西方向約 5 km の範囲）



地域の特徴

自然環境の特徴

多摩丘陵のほぼ中央、鶴見川とその支流である恩田川の流域にあり、多摩・三浦丘陵にかけてつながる水と緑のネットワークを形成する重要な大緑地帯である。

市街化している流域にあって、まとまりのある緑を維持し、多摩丘陵に特徴的な丘陵地の樹林と大小の谷戸が一体となった里山景観を呈している。

景観

クヌギ、コナラ林に代表される落葉広葉樹林からなる丘陵地と解析された谷戸に広がる水田等から構成された里山と田園とを併せ持った良好な景観を有している。

生物多様性

雑木林に覆われた丘陵地に複雑に入り組んだ谷戸や灌漑用のため池と鶴見川などの水系には豊かな動植物が生育生息しており、生物多様性保全の場として拠点的性を有している。

人と自然とのふれあいの場

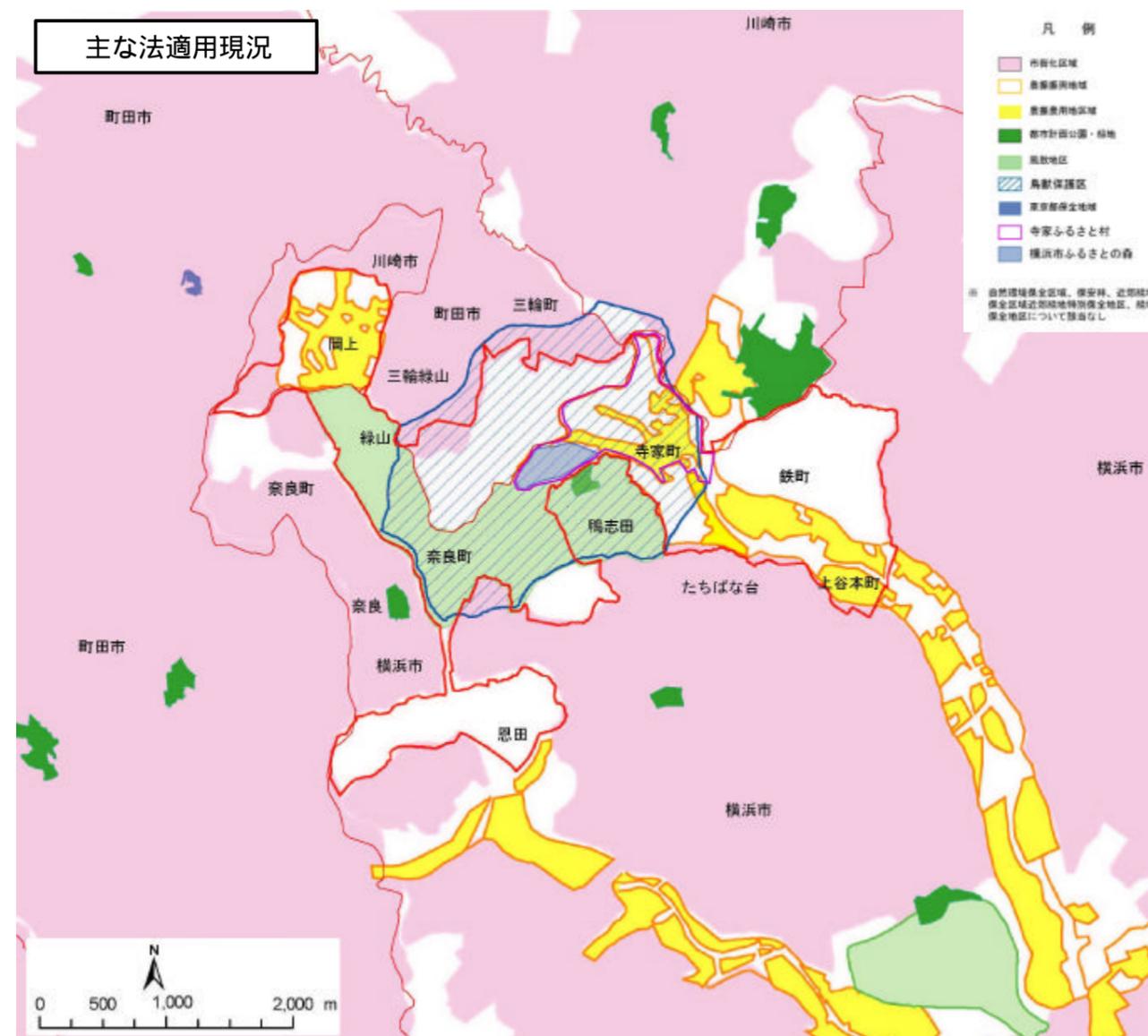
豊かな緑と田園景観、こどもの国や寺家ふるさと村の他、文化財などが多く点在しており、郷土の歴史や文化、自然とのふれあいの場として重要な位置にある。



寺家の水路

地域の現況

土地利用状況	<p>⇒ 樹林地・荒地、農地を中心とした緑地的土地利用が全体の約7割を占める。 ⇒ 過去20年間(1974-1994)で緑地的土地利用が約67ha減少。特に樹林地・荒地が大きく減少。その反面、住宅地や工業用地等の都市的土地利用が地域内でも増加してきている。</p>												
開発の動向 ・主要建設開発のみ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>事業主体</th> <th>面積・距離等</th> <th>整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・横浜上麻生線(鉄地区)</td> <td>横浜市</td> <td>延長2.4km</td> <td>H12完了</td> </tr> <tr> <td>・恩田石川線</td> <td>横浜市</td> <td>未整備区間4.4km</td> <td>H15都市計画決定</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ 新たに整備される恩田石川線は、谷戸の緑地環境と鶴見川沿線の低地部の農地が広幅員道路によって分断され、自然環境のレベルダウン及び将来の市街化を誘発するおそれがある。 ⇒ 当該地域に近接するあかね台をはじめとする土地区画整理事業が完了し、これにより当該地域の周辺はほぼ全域が市街化された。</p>	名称	事業主体	面積・距離等	整備状況	・横浜上麻生線(鉄地区)	横浜市	延長2.4km	H12完了	・恩田石川線	横浜市	未整備区間4.4km	H15都市計画決定
名称	事業主体	面積・距離等	整備状況										
・横浜上麻生線(鉄地区)	横浜市	延長2.4km	H12完了										
・恩田石川線	横浜市	未整備区間4.4km	H15都市計画決定										
法適用の現況 ・主な法精度のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化地域 : 22ha (2.8%) ごく一部(岡上地区の西端と三輪緑山) ・風致地区 : 170ha (21.7%) 奈良風致地区(第3種約170ha) ・農振農用地区域 : 118ha (15.0%) 川崎市岡上、横浜市寺家・鉄町 ・鳥獣保護区 : 333ha (42.5%) こどもの国鳥獣保護区域(普通地区) ・地域森林計画対象民有林 : 210ha (26.8%) 対象地の樹林地のほぼ全体 ・こどもの国 : 97ha (12.4%) ・川崎市緑地の保存地域 : 10ha (1.3%) ・寺家ふるさとの森 : 12ha (1.5%) ・寺家ふるさと村 : 86ha (11.0%) 												
緑被状況	<ul style="list-style-type: none"> ・緑被率66%。(樹林地329ha、農地163ha、荒地11ha、河川・湖沼等15ha) ・過去46年間(1954-2000)で、緑被率は約27%減少。うち、樹林地は355haから329haと約7%減少、農地は290haから163haと約44%減少。 												
植生	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の植生は、コナラ・クヌギ群集(落葉広葉樹林)が全体の3割を占めているほか、谷戸部を中心に水田・畑地が全体の2割を占め、丘陵地の樹林と大小の谷戸が一体となった地域の特徴があらわれている。 												
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・谷戸と丘陵の景観、崖線と農地の景観は、自然とともに農業が大切な景観要素となって、緑あふれる懐かしい風景を示している。 ・点在する社寺などの文化財はふるさとの景観に厚みをもたらしている。 												
その他 ・動植物相等	<ul style="list-style-type: none"> ・クヌギ、コナラに代表される落葉広葉樹林や解析された谷戸及び鶴見川をはじめとする水系には多くの生物が生育しており豊かな生態系を維持している。 ・植物では、エビネ、キンラン、シュンランやクマイガイソウの他タマノカンアオイやクロムヨウランなどの貴重種が生育している。 ・動物ではタヌキ等の哺乳類の他、タモロコ、ホトケドジョウ等の魚類、オオムラサキ、キイトンボ、ゲンジボタル等の貴重な昆虫類が生息している。 												



恩田谷戸景観



鶴見川周辺景観

緑地の評価

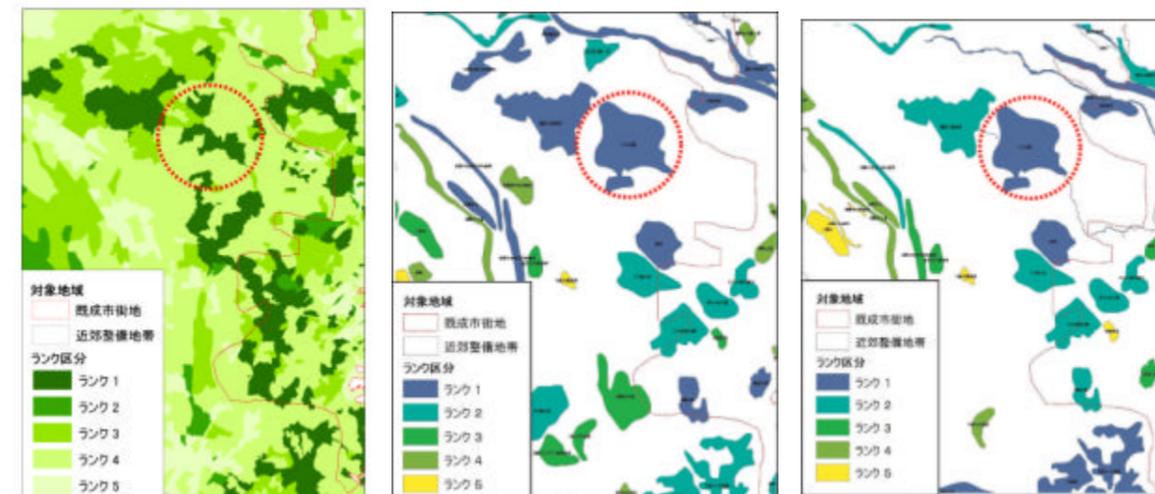
検討対象地域の評価は、首都圏近郊緑地保全法の趣旨をふまえ、広域的観点から、A.良好な自然環境の形成、B.住民の健全な心身の保持及び増進への寄与、C.公害もしくは災害の防止効果、D.市街化のおそれ(状況)の視点で評価を行った。

評価の視点	評価内容
A. 良好な自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域は、コナラ林を主体とする大規模な樹林地と谷戸(農地)からなる首都圏では貴重な里山環境を維持しており、貴重種を含む多種多様な動植物種が生息生育するのに十分な基盤を兼ね備え、良好な自然環境を形成している。 自然環境総点検の評価では「生物多様性保全の場提供機能」(生物出現率)として5段階中ランク1(一部でランク4)となっている。
B. 住民の健全な心身の保持及び増進への寄与	<ul style="list-style-type: none"> 当該地域には、豊かな緑と田園景観、自然環境と一体となったレクリエーション拠点「こどもの国」や昔ながらの自然環境を今に伝える「寺家ふるさと村」等、良質な自然資源が数多く残されており、人と自然とのふれあいの場、ふるさと景観を味わうことのできる場として重要な位置にあると言える。 自然環境総点検の評価では、「人と自然とのふれあいの場提供機能」(誘致圏人口)として5段階中ランク1、「良好な景観提供機能」としてランク1となっている。
C. 公害若しくは災害の防止効果	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地が丘陵部に隣接している中で、山林を主体とするまとまりのある緑地として浸透能や貯留量などの水環境保全機能が高い当該緑地は、水源かん養、土砂災害や洪水の防止等防災面で大きく寄与している。 周囲を市街地に囲まれた状態で、良好な自然環境が面的まとまりを持って残されていることから、微気象調整機能、騒音緩和機能、温暖化防止機能、有機性廃棄物分解機能等の都市型公害の防止・緩和に大きく寄与している。 自然環境総点検の評価では、「都市環境負荷調節機能」(浸透能又は貯留量)として5段階中ランク1~2となっている。
D. 市街化のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> 多摩丘陵の激しい市街化のなかで、当該地域は最後の大規模緑地の砦として保全されてきたが、当該地域も周辺部を完全に市街地に囲まれ、地域内においても、都市的土地利用の蚕食が見られる等、開発圧が非常に高く、将来的な市街化のおそれが極めて大きい。

首都圏近郊緑地保全法の趣旨

良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有すこと。(第二条 定義) A
 住民の健全な心身の保持及び増進の効果が著しいこと。(第三条 指定要件) B
 公害若しくは災害の防止の効果が著しいこと。(第三条 指定要件) C
 無秩序な市街地化のおそれが大きいこと。(第三条 指定要件) D

自然環境の評価(首都圏における保全すべき自然環境の総点検より)



生物多様性保全の場提供機能

ランク	生物の出現率
1	50%以上
2	40~50%
3	25~40%
4	10~25%
5	10%未満

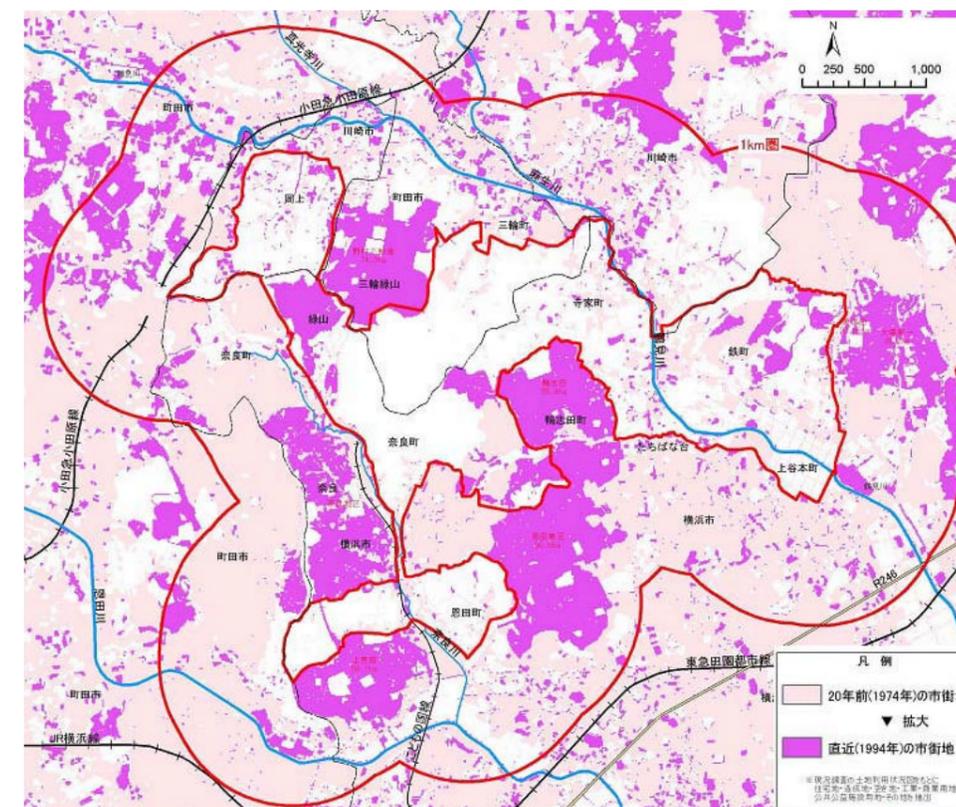
ふれあいの場提供機能

ランク	誘致圏人口
1	1000万人以上
2	500万~1000万人
3	50万~500万人
4	10万~50万人
5	10万人以下

良好な景観提供機能

ランク	誘致圏人口
1	20万人以上
2	10万~20万人
3	5万~10万人
4	1万~5万人
5	1万人以下

市街化のおそれ(都市的土地利用の変化)



航空写真（平成12年）



こどもの国